

平成26年8月18日

在留邦人の皆様へ

## 大使館からのお知らせ

### 18歳未満の子供が南アフリカ共和国に出入国する場合について

今般、南アフリカ共和国の入管法が改正されたことに伴い以下のとおり変更点をお知らせいたします。

#### 1 18歳未満の子供の南アフリカ出入国に係る書類提示義務

- (1) 両親が18歳未満の子供を伴って南アフリカに出入国を行う場合は、出生証明書の提示が義務付けられます。また、片方の親または両親ではない第3者が18歳未満の子供を伴って南アフリカに出入国する場合には、旅行しない片方の親または両親からの宣誓供述書 (affidavit) の提示が義務付けられます。
- (2) 上記義務は本年10月1日以降に実施され、出入国の都度、必要書類の提示がなされない場合は当該子供の出入国が認められません
- (3) 上記義務は、南アフリカ国籍者のみならず、短期旅行者または公用旅券並びに外交旅券所持者を含む南アフリカに出入国する全ての人に適用されます。

#### 2 出生証明書 (Birth Certificate)

- (1) 戸籍謄 (抄) 本に基づき日本の在外公館が作成した英文出生証明書または戸籍謄 (抄) に基づき英訳された出生証明書は有効と認められます。
- (2) 本年10月以降に南アフリカに行かれるご予約の方は、ご面倒でも戸籍謄 (抄) 本原本を日本から取り寄せ当館まで申請して頂ければ発給することが可能です。(平成26年度の手数料はK67)

#### 3 宣誓供述書 (affidavit)

- (1) 宣誓供述書 (affidavit) は、各国の法律にしたがって3ヶ月以内に作成されたものである必要があります。旅行しない片方の親または両親が記載・署名したのみの

単なる同意書は有効な書類と認められていません。

- (2) 上記宣誓供述書 (affidavit) はザンビアでは裁判所 (local court) で発行可能ですが現在、記載例及び手数料を確認していますので詳細がわかり次第改めてみなさまにお知らせいたします。
- (3) 在留邦人のみなさまにおかれましては、10月1日以降、片親または第3者によるお子様を伴って南アフリカに出入国を予定されている場合には、無用のトラブルをさけるためにも上記記載事項を十分に確認して頂くようお願いいたします。

#### 4 参考 (在南アフリカ日本大使館ホームページ)

[http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/notice\\_residents/notice\\_immigration20140711.pdf](http://www.za.emb-japan.go.jp/jp/notice_residents/notice_immigration20140711.pdf)

【本件に関するお問い合わせ先】

在ザンビア日本国大使館 領事・警備班 (0211-251555)

以 上